

**条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る
委託業務入札参加資格審査取扱い基準**

(目的)

第1条 この基準は、委託業者の資格審査を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託業者 測量及び設計コンサルタント業務等を営む者をいう。
- (2) 資格審査 和歌山県が執行する建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札（以下、「入札」という。）に参加しようとする者の資格を審査することをいう。
- (3) 資格認定 入札に応札する資格を認めることをいう。
- (4) 暴力団関係者等 和歌山県暴力団排除条例（平成23年条例第23号。以下「条例」という。）第6条第1項に規定する者をいう。
- (5) 役員等 法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している者（個人であるものに限る。）をいう。

(参加資格)

第3条 建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格は、次に掲げる第1号から第9号のいずれにも該当する者でないこととする。

ただし、和歌山県外に主たる営業所（本社・本店）を有する者は、第10号から第13号に掲げる要件のいずれかを満たした場合のみ当該業務の資格審査を申請できるとし、その他の業務には資格審査の申請ができないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 消費税及び地方消費税、並びに和歌山県内に営業所のある者にあつては和歌山県税に未納がある者（会社更生法に基づく更生手続きの開始が決定された者又は民事再生法に基づく再生手続きの開始が決定された者を除く。）
- (3) 申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）に暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者との関わりが認められる者
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者で、これらの開始が決定されていない者
- (6) 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- (7) 主たる営業所が、別表に定める基準を満たさない場合で県の指導に従わない者
- (8) 測量業務の入札参加を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていない者
- (9) 建築工事の設計、監理業務の入札参加を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていない者
- (10) 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の技術士数が5名以上在籍していること。
- (11) 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の1級建築士数が20名以上在籍していること。
- (12) 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない）が合わせて5名以上在籍していること。
- (13) 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第55条の2第1項第5号により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、会社全体の測量士数が10名以上在籍していること。
- (14) 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者
- (15) 和歌山県内の公共機関（贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社公団等）をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- (16) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し又は偽計を用いるなどして入札制度の信用をき損する者
- (17) 前2号のいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者

（資格認定の保留）

第3条の2 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕され、審査基準日時点で不起訴又は無罪の判決が確定しない者については、認定を保留する。

2 前項の者が、不起訴又は無罪の判決が確定した旨を申し出、その事実が確認できた場合には速やかに認定を行うものとする。

（審査項目）

第4条 資格審査は、次に掲げる項目について実施するものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）の直前の営業年度終了日の直前1年における希望する業務区分ごとの実績高
- (2) 申請日の直前の営業年度終了日における自己資本額
- (3) 申請日の直前の営業年度終了日における業務の実施に必要な有資格者数
- (4) 申請日の直前の営業年度終了日現在における営業年数

（資格審査の実施）

第5条 資格審査は、2年に1回実施する（以下「定期審査」という。）とともに、定期

審査実施の各翌年に追加の申請に係る審査（以下「追加審査」という。）を実施するものとする。

（資格審査申請の方法）

第6条 入札に参加しようとする者は、申請書（様式は別に定める。）に必要な書類を添付し知事に提出しなければならないこととする。

2 申請書等の提出時期及び提出方法については、別途告示することとする。

（資格認定）

第7条 知事は、別に定める和歌山県建設工事等入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴し、申請者の資格を認定するものとする。

（認定期間）

第8条 定期審査による資格認定の有効期間については、当該年度の資格認定の日から翌々年度の資格認定の日の前日までとする。

2 追加審査による資格認定の有効期間については、追加の資格認定の日から翌年度の資格認定の日の前日までとする。

（認定の取消し等）

第9条 知事は、資格認定された者が第3条で規定する参加資格を欠くこととなった場合は、速やかに審査会の意見を聴し、その資格認定を取り消すものとする。ただし、同条第5号に該当するに至った者については、この限りでないものとする。

2 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕され、審査基準日時点で不起訴又は無罪の判決が確定していない者については、認定を留保する。

（資格の再審査）

第10条 資格認定された者が審査基準日以降に、会社更生法第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てを行っている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者又は民事再生法第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てを行っている者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者で、これらの開始が決定された場合は、別に定める手続きにより、資格の再審査を申請することができることとする。

2 再審査の結果、申請内容が適切であると認められる場合は、審査会の審議を経て再認定を行うこととする。

3 上記による再認定の有効期間は、従前の資格認定期間の残りの期間とし、従前の認定は取り消すこととする。

（資格の承継）

第11条 資格認定された者が営業の同一性を失うことなく組織変更等を行った場合は、別に定める手続きによりその資格を承継できるものとする。

(変更等の届出)

第12条 資格認定された者は、第6条の規定による申請書の内容に変更があったときは、速やかに変更届（別記様式第1号）を提出しなければならないこととする。

(条件付き一般競争入札に参加しようとする者の資格の例外)

第13条 真にやむを得ない理由で指名競争入札を行う場合は、本基準に定める資格を得た者の中から指名し実施するものとする。

(認定資格の公表)

第14条 入札参加資格審査制度の透明性の一層の向上を図るため、資格認定結果の内容を和歌山県ホームページを通じて公表するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成20年12月26日から施行する。
- 2 委託業者の平成19年度及び平成20年度入札参加資格審査並びに平成20年度追加入札参加資格審査については、本基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成22年11月22日から施行する。
- 2 委託業者の平成21年度及び平成22年度入札参加資格審査並びに平成22年度追加入札参加資格審査については、本基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成23年12月28日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成24年12月 3日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成26年12月 1日から施行する。

別 表（第3条関係）

- (1) 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている。
- (2) 帳簿等（契約書又は注文書及び請書等）を営業所に整備して保存している。
- (3) 不適切な転送を行っていない電話を有している。
- (4) 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のため

に置かれている事務所ではない。

- (5) 机、椅子を設置している。
- (6) トイレ、水道施設、電気設備（照明）、パソコン等を設置している。
- (7) 営業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している。
- (8) 営業（接客、契約等）を行うための備品を有している。
- (9) 営業所が独立性を有すること。

（注）5から8の要件については、各々の要件を満たしていない場合に、真にやむをえない理由があると技術調査課長が認めた場合には、要件を満たした営業所とみなすことができる。